

尾張都市計画須ヶ脇北部地区計画（稲沢市決定）

名 称		須ヶ脇北部地区計画		
位 置		稲沢市平和町須ヶ脇		
面 積		約 1. 8 h a		
区域の整備・開発又は保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は市の南西部、名古屋鉄道尾西線六輪駅より約 1 5 0 m に位置し、市の幹線になっている県道給父西枇杷島線に接し、名古屋鉄道軌道敷及び愛西市境に囲まれた区域であり、商業地及び幹線沿道の土地利用が見込まれる。</p> <p>このため、地区計画の策定により商業その他業務の利便性の向上を図りつつ、用途の混在による環境悪化等の防止を行い、適正かつ合理的な土地利用と良好な環境を保持することを目標とする。</p>		
	土地利用の方針	健全な商業地及び幹線沿道にふさわしい土地利用を誘導する。		
	建築物等の整備方針	商業地及び幹線の沿道にふさわしい建築物を誘導し、周辺環境と調和したものとする。		
地区整備計画	地区の区分	名 称	A 地区	B 地区
		面 積	約 1. 5 5 ha	約 0. 2 5 ha
	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <p>1 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの</p> <p>2 前号の用途を兼ねる住宅で前号の用途に供する部分の床面積が 1 0 0 平方メートル以上のもの</p> <p>3 前各号に掲げる建築物に附属するもの</p>	<p>次に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <p>1 住宅</p> <p>2 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの</p> <p>3 前各号に掲げる建築物に附属するもの</p>
		壁面の位置の制限	都市計画道路 3・4・28 給父西枇杷島線の道路計画線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面又は高さ 2 メートルを超える門若しくは塀の面までの距離は 4 メートル以上とする。	市道須ヶ脇 1 号線の道路中心線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面又は高さ 2 メートルを超える門若しくは塀の面までの距離は 3 メートル以上とする。